

平成31年度 委託研究契約事務処理説明書(共通版) 主な改定事項リスト

連番	区分	大学等		項目 (事務処理説明書上の見出し名等)	改定概要
1	共通	P.5	I 1	はじめに	本説明書のポイントを紹介した動画URLリンクを記載。
2	共通	P.17	I 5 (5)	委託研究契約に係る書類	FAQをまとめたエクセル資料のURLリンクを記載。
3	共通	P.31	II 5 (5)④注3)	旅費計上に関する留意事項	一時的(3ヶ月未満)な参加者に対して旅費を支払う場合については、研究計画書への登録を省略することができる旨追記(ただし、本研究の研究成果に係る論文の著者や発明者となる可能性がある場合は一時的であっても研究計画書への登録が必要となる)
4	共通	P.35	II 5 (7)③	謝金に関する留意事項	一時的(3ヶ月未満)な作業等に対して謝金(アルバイト料)を支払う場合については、研究計画書への登録を省略することができる旨追記。また、会議等に招へいする外部講師も上記に準じることができる(ただし、本研究の研究成果に係る論文の著者や発明者となる可能性がある場合は一時的であっても研究計画書への登録が必要となる)
5	共通	P.40	II 5 (9)③注2)	不課税取引等(不課税・非課税取引)に係る消費税相当額の取扱いについて	2019年10月1日より消費税率が10%に引き上げられることを前提に、注記を追加。
6	共通	P.54	II 14 (3)	平成31年(2019年)10月1日消費税増税(8%→10%)に伴う取扱い	2019年10月1日より消費税率が10%に引き上げられることを前提に、適用税率の考え方や処理の取扱いを記載。
7	共通	P.58	III 2 (2)	研究機関が発明等を権利化しない場合の取扱い	左記取扱いについてJSTへの通知内容などを明記。
8	共通	P.78	IX	府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への登録について	e-Radへの入力が必要な内容を記載。e-Radに関する最新情報を掲載する掲示板URLリンクを紹介。

※上記の他、文意に大幅な変更の無い修正やURLの更新等があります。